

議案第73号

あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部が施行されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年あきる野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第70条）

第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」

を

「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第70条）

第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」

第5章 雑則（第91条）

に改める。

第7条第4項中「市長」を「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業

所に係る指定を行った市町村長」に改める。

第 39 条第 1 項中「市の職員」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員」に改める。

第 44 条第 6 項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 62 条を次のように改める。

第 62 条 削除

第 64 条第 2 項第 8 号中「第 62 条第 2 項」を「次条において準用する第 39 条第 2 項」に改める。

第 65 条中「、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条」を「及び第 37 条（第 4 項を除く。）から第 39 条まで」に、「読み替える」を「、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第 85 条第 2 項第 7 号中「第 62 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改める。

第 86 条中「第 38 条」の次に「、第 39 条（第 5 項を除く。）」を加え、「、第 61 条及び第 62 条」を「及び第 61 条」に、「第 56 条中」を「第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条中」に改め、「、第 62 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

（市外の事業所に係る指定の特例）

第 91 条 市長は、法第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請に係る事業所が市外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときは、この条例による基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。